

【足立労働基準監督署からのお知らせ】

平成27年度 全国安全週間


スローガン

危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場

本週間：7月1日～7日 準備期間：6月1日～30日

足立労働基準監督署管内では昨年（26年）689件の死傷災害が発生しました。

一昨年（25年）に比べると26%も増加しており、都内18署の内当署管内の増加率がワースト1です。また、死亡災害は2件（交通事故、フォークリフトの転落）が発生しました。死傷災害では、特に、運輸交通業（32%増）、製造業（31%増）、商業（29%増）となっています。皆さまの事業場の安全衛生管理を見直し、労働災害防止に積極的な取組をお願いします。

「Safe Work TOKYO 3rd Stage 

もう一度ご確認ください！

東京都地域別最低賃金 888円

隣の埼玉県地域別最低賃金は802円、千葉県地域別最低賃金は798円です。

東京都内の事業場で働くすべての労働者の方に東京都地域別最低賃金（888円）が適用されます。（平成26年10月1日から）

埼玉県や千葉県に本社があっても東京都内の事業場（支店、店舗など）は、東京都地域別最低賃金（888円）が適用になりますし、高校生アルバイトであっても東京都地域別最低賃金（888円）以上必要です。当署管内で、最低賃金を下回る賃金額での「求人広告」が散見されています。

皆さまの事業場の賃金額は大丈夫ですか？ もう一度ご確認ください。

労働保険の年度更新は、

6月1日（月）から7月10日（金）までです。

- 7/1～7/10の期間（9:30～16:00）、足立労働基準監督署（4階会議室）において、年度更新申告書の受理・相談を行っています。
- 東京労働局ホームページにて、労働保険のご案内をしています。

足立労働基準監督署：〒120-0026 足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階 TEL03-3882-1187（代）

ホームページの検索は…

足立労働基準監督署からのお知らせ

検索 